

## 平成 30 年度 なぎさの環境基金プロジェクト事業の応募要領

### 第 1 応募団体の要件

なぎさの環境基金から助成を受けようとするプロジェクト事業(以下「助成対象事業」という。)に応募できる団体は、民間団体(NPO, NGO, 一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校、法人格を持たない任意団体やグループを含む。)とし、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 助成対象事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 助成対象事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 日本国内に所在し、助成された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

但し国、地方自治体及び国際機関(政府間協定で成立した機関)等は対象外です。

### 第 2 助成対象事業の範囲

- (1) 藻場・干潟等沿岸域の環境保全の推進に関するプロジェクト事業
- (2) 藻場・干潟等沿岸域の環境保全を担う人材の育成に関するプロジェクト事業
- (3) 海と渚の環境美化、水産資源の保護海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究のプロジェクト事業
- (4) 海と渚の環境美化、水産資源の保護海洋・海岸環境の保全整備に関する活動を行うプロジェクト事業

### 第 3 助成経費の限度額

1 事業当たり 1 年度 25 万円以内とし、3 年度限りとします。

### 第 4 応募書類の作成及び提出

#### (1) 応募書類の作成

提出すべき応募書類は、別記様式 1~3 とし、添付資料として以下の書類を提出して下さい。

- ・ 申請団体の組織構成、活動概要、財務状況等が記載されたパンフレット等(パンフレットがない場合は、前記内容を含む書類)
- ・ プロジェクト事業の実施にあたりパートナー団体がある場合は、その概要書類
- ・ プロジェクト事業の実施予定地の写真

提出書類に不足・不備等があった場合には、選考対象となりませんので、ご注意下さい

- (2) 応募書類の提出期限：平成 30 年 4 月 27 日(金)
- (3) 事業実施期間：平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月末  
(実績報告書は 3 月中に提出して下さい。)
- (4) 応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類は、様式に沿って作成してください。

イ 応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

ウ 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便、電子メールとします。なお、

電子メールによる提出の場合は事前に電話でご一報下さい。止むを得ない場合は持参も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。

エ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

オ 提出後の応募書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。

カ 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

## 第5 助成金対象事業の選定

提出された応募書類については、海と渚環境美化・油濁対策機構(以下「機構」という。)理事長が別に定めるところにより設置するなぎさの環境基金選考委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準等に基づき助成の適否を審査し、その結果に基づき機構が助成対象事業を選定いたします。

## 第6 審査結果の通知等

- (1) 審査結果(採用、不採用)については、機構から応募者に通知します
- (2) 審査は非公開で行われ、審査の過程に関する問い合わせには応じられません。

## 第7 助成金交付申請書

助成対象事業者となった団体は、選定結果の通知を受けた後、助成金交付申請書を提出して下さい。

## 第8 助成金の使途

助成金は事務所費用、団体職員の人件費には使用できません。  
プロジェクト事業の実施に必要な非常勤職員の人件費の支払いは可能です。

## 第9 助成金の交付

助成金は2回に分けて支払います。第1回目は助成額の50%を助成金交付申請書の受領後1ヶ月以内に、第2回目は残額を事業が終了し、決算の報告を受領後支払います。

## 第10 決算報告

助成を受けた団体は、助成対象事業終了後30日以内に機構に決算の報告をして下さい。

## 第11 実施報告書

助成を受けた団体は、第3四半期中に助成事業の中間報告書を、また助成対象事業終了後30日以内に実施報告書を機構に提出していただきます。提出された報告書は機構の機関誌等に掲載する場合があります。

## 第12 助成金の返還

第1回目の助成金の50%をお支払いした後、プロジェクトの縮小又は中止等があった場合は、助成金の全部又は一部を機構に返還していただく場合があります。